

一般廃棄物処理業許可証

小山市長 浅野 正富



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定に基づき申請のあった、収集運搬業又は処分業の許可及びその変更の許可については同法第7条第5項の各号に適合すると認められたので許可する。ただし、下記条件を遵守すること。

申請者	住 所	小山市大字間々田2423番地6
	氏 名	株式会社 錫商 小山営業所
許可の内容		法第7条第1項(一般廃棄物収集運搬業許可)
取扱い廃棄物の種類		一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥除く)
許可の期限		2022年4月1日から2024年3月31日まで
許可の区域		小山市内全域,並びに下野市及び野木町からの搬入
許可の条件		1 廃掃法及び市の条例を遵守すること。 2 収集元ごとに収集日、廃棄物の分別種類、重量を記録すること。 3 許可車両には事業者名及び小山市一般廃棄物処理業許可車両である旨を表示すること。 4 運搬する過程での積替え及び保管は禁止する。 5 実績報告書は当月分を翌月10日までに提出すること。 6 必要に応じ許可車両内の廃棄物、または事務所等の帳簿類を調査するので協力すること。 7 市からの指導には誠意をもって対応すること。 8 収集運搬時は収集元を示す書類を携行すること。

※ 一般廃棄物処理業許可証は、期間満了後10日以内に返納すること。